

平成 2 1 年 3 月 2 5 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 1 年第 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成21年第6回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成21年3月25日(水)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時10分
休憩 午後 1時32分～1時33分
休憩 午後 1時38分～1時39分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 中村 祐治 宮田 由香
田中 健一 古岡 邦人
澤 利夫

署名委員 古岡 邦人

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	澤 利夫	教育部長	高橋 眞二
総務課長	小林 健司	学務課長	岡部 利和
指導課長	樋口 豊隆	学校給食課長	石井 雅隆
生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行	図書館長	清水 啓文

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 6号 教育委員会職員の人事異動について(秘密会)
- (2) 議案第 7号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第 9号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第10号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 平成21年5月の連休における図書館の開館・休館について

3 報告

- (1) 平成21年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) インフルエンザによる学級閉鎖について
- (3) 就学援助の要綱改正について
- (4) 副校長等の行政等への異動内示について(秘密会)

4 その他

平成21年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成21年3月25日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第 6号 教育委員会職員の人事異動について(秘密会)
- (2) 議案第 7号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第 9号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第10号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 平成21年5月の連休における図書館の開館・休館について

3 報告

- (1) 平成21年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) インフルエンザによる学級閉鎖について
- (3) 就学援助の要綱改正について
- (4) 副校長等の行政等への異動内示について(秘密会)

4 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

中村委員長 では、平成21年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に古岡委員、お願いいたします。よろしいでしょうか。

古岡委員 はい。

中村委員長 高橋教育部長、お願いいたします。

高橋教育部長 本日、体育課長につきましては、病気のために休ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

中村委員長 体育課長はお休みでございますので、ご了解ください。

それでは、本日は議案5件、協議1件、報告4件、その他は後ほどということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案

(1) 議案第6号 教育委員会職員の人事異動について(秘密会)

報告

(4) 副校長等の行政等への異動内示について(秘密会)

中村委員長 それでは、初めに議案第6号、教育委員会職員の人事異動についてと、報告の4番、副校長等の行政等への異動内示については秘密会で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中村委員長 それでは、秘密会にいたしますので、暫時休憩いたします。

午後 1時32分休憩

午後 1時39分再開

中村委員長 それでは、休憩をといて会議を再開いたします。

議 案

(2) 議案第7号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

中村委員長 それでは、引き続きまして、議案第7号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について進めてまいりたいと思いますが、澤教育長。

澤教育長 それでは、議案第7号でございますけれども、処務規則の一部改正でございます。改正後、改正前の表がついておりますけれども、総務課長のほうから説明させます。

中村委員長 小林総務課長、お願いいたします。

小林総務課長 それでは、議案第7号の立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、昨日行われました立川市議会の本会議で可決いたしました、立川市の組織条例の一部を改正する条例を受けまして、教育委員会の処務規則を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、体育館及び図書館の指定管理者制度に関する調整を担当する調整担当主幹、課長職でございます。それから、スポーツ振興課に特定の競技事項の調整のために、総合政策部企画政策課との併任で主査を置くこと。それから、総務課を教育総務課と名称変更。それから、体育課をスポーツ振興課に名称変更の内容となっております。

説明は以上です。

中村委員長 提案ありがとうございました。

質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。名称変更が2つ、あと主幹・主査についてという提案でございましたが。

議案第7号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則については、提案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中村委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案第7号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則については承認されました。施行は4月1日からということですのでよろしいですね。

4月1日から、名称が特に変更になりますので、お気をつけ願いたいと思います。

議 案

(3) 議案第8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

中村委員長 それでは、その次、続いてまいります。議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、ご提案お願いいたします。

小林総務課長 それでは、議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

本議案は、2006年に出されました総務省の規則、休息時間の廃止通知、及び本年4月より施行されます一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律で、一般職員の勤務時間が従前の8時間から7時間45分になることを踏まえまして、立川市職員の勤務時間の見直しを行うことに決まりまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、資料でございます別表のとおり、それぞれの職種におきまして、これまでの拘束時間は変更せず、休息時間をなくし、昼の休憩をこれまでの45分から60分とし、勤務時間をこれまでの8時間から7時間45分とする改正内容となっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

中村委員長 それでは、質問とかご意見ございましたら、お願いいたします。

勤務時間の変更、休息時間の廃止、休憩時間の変更、以上のご提案がございました。ご質問等、よろしいですか。

それでは、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程については、提案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中村委員長 それでは、異議なしと認めまして、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程については、承認されたものといたします。

休憩時間が延びても、学校は時間帯が違いますので、学校への配慮ということについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 案

(4) 議案第9号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について

中村委員長 続きまして、議案第9号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程についてお願いいたします。

総務課長、お願いいたします。

小林総務課長 はい、立川市就学支援等検討委員会の規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

これは、先ほどの議案第7号と同様、立川市本会議で議決いたしました立川市組織条例の一部を改正する条例を受けまして、教育委員会の規程を改正するものでございます。具体的には、資料でございます第4条の6の総務課長を教育総務課長と変更するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

中村委員長 提案ありがとうございました。

質問、ご意見ございませんか。

(「ありません」の声あり)

中村委員長 それでは、議案第9号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程については、承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中村委員長 異議なしと認めて、議案第9号は承認されたものといたします。

議 案

(5) 議案第10号 立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

中村委員長 それでは引き続きまして、議案第10号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご提案をお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 これは、公益法人に関する取扱いが、法律が変わりましたので、これに伴った変更でございます。生涯学習センター長のほうから説明いたします。

中村委員長 五十嵐生涯学習センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 改正内容についてご説明いたします。

お手元の資料をごらんください。使用料の減免に関する規定の第7条第4号中、下線部分の民法34条に規定する公益法人を「一般社団法人又は一般財団法人」に改正するものでございます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、公益法人、いわゆる社団法人及び財団法人の設立の根拠であった民法第34条の公益法人の根拠及びその設立規定が削除され、民法第34条の規定により設立された社団法人及び財団法人が一般社団法人及び一般財団法人に移行することに伴い、必要な改正を図るものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

中村委員長 ご提案ありがとうございます。

質問とかご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

中村委員長 それでは、議案第10号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則については、異議ないと認めまして、承認されたことといたします。

以上、議案については終了いたします。

協 議

(1) 平成21年5月の連休における図書館の開館・休館について

中村委員長 それでは、引き続きまして、協議について進めてまいりたいと思います。協議の1、平成21年5月の連休における図書館の開館・休館についてをお願いしたいと思

ます。

清水図書館長、お願いいたします。

清水図書館長 それでは、協議事項は、平成21年5月の連休における図書館の開館・休館について、平成21年5月3、4、5、6日の日、月、火、水は連休となっております。図書館では、立川市図書館条例第6条に休館日を定めておりますが、月曜日が休日に当たるときはその翌日としており、同日が国民の祝日に当たるときはその翌日としております。しかし、5月6日は振替休日となっております、国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日ではございませんことから、本年は5月の連休がそれに該当いたしますので、図書館条例第6条のただし書き、教育委員会が特に必要と認めるときを引用して、7日の木曜日を休館とすることをご協議いただきたいと思います。

以上です。

中村委員長 ご提案ありがとうございました。

質問等ございますでしょうか。

これは、何かご質問等、よろしいですか。

それでは、これは議案ではございませんが、皆さん、了解ということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

中村委員長 了解されたものといたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、協議はこれで終了いたしまして、報告にいきたいと思ひます。

報 告

(1) 平成21年第1回立川市議会定例会報告について

中村委員長 報告の第1、平成21年第1回立川市議会定例会報告について、それでは、高橋教育部長、お願いいたします。

高橋教育部長 平成21年第1回立川市議会定例会の会議日程を記しました資料がお手元にあるかと思ひますけれども、見ていただければと思ひます。

今議会については、2月24日から3月24日、1カ月間行われました。

2月24日の本会議では、補正予算の部分で、資料の1ページになりますが、立川公園野球場の基本調査の設計委託をしています。これは、7月までに東京都のほうに補助申請の関係もあることから、ここで基本設計をやっていくということでございます。野球場の改修のための基本設計予算をとってございます。

最終日の3月24日にも、補正予算をお願いしております。この補正予算では、こぶし会館の冷暖房が再三にわたって故障を繰り返して、修理をするんですが、また壊れるというような事態が起こりまして、現在は動いているんですが、抜本的な改修・修繕を図ろうということで、この予算をお認めいただいております。工事自身は5、6、7と、この3カ月間を目安に進めていくということでございます。

それから、今議会は予算議会ということで、2月27日に本会議がありまして、21年度予算

を提案の中で代表質問が2月27日に、そして、3月2日から3月6日まで、予算特別委員会ということで審議がされております。その模様については、若干メモ的にとったものを書いてございますので、そのやりとりはこの書類を見ていただければありがたいというふうに思います。

そして、12日に文教委員会が行われました。文教委員会につきましては、7ページの後のところに文教委員会のレジュメ、次第があるわけでございますけれども、ここで、報告事項、総務課から3件、学務課から1件、指導課から4件、学校給食課から2件、生涯学習推進センターから2件、体育課2件、図書館1件と、計15件について報告をさせていただきました。

中でも一番、これまでこの教育委員会でも種々議論をいただきました「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について」、これについても文教委員会、議会のほうにご報告申し上げました。ここについては、種々ご意見をいただきましたので、若干ご披露させていただきます。

3人の委員の方から、この点検評価に関するご意見をいただきました。まず、お一人の方からは、この評価に当たって、外部評価委員に入っていたわけですが、この外部評価委員の決め方はどうだったのか、それから、この外部評価委員ではないんですが、この点検評価ということについて、教育委員の方々がどのくらい時間を割いて議論・検討をしたのか、また、この教育委員会点検評価の最終というのがございますけれども、教育委員会が事務局評価、そして、教育委員会が点検評価した一次評価、外部評価委員のコメント、そして点検評価最終というふうになっているわけですが、この辺の流れの中で変わっているところがある、この辺の部分の変わった部分というのはどういう意味があるのか、こういうような点でのご指摘がございました。

それから、次の2人目の方の委員からは、点検評価というものを、やはり同じような類似の質問でございまして、一次評価の評価と、それから外部評価のコメント、そして最終という部分で変わっていないところ、変わっているところ、この辺の部分での違いというもので、ほぼ同じものもあるんじゃないかと、あるいは評価の部分では、A、Bという形でついているわけですが、この部分が違ってきている部分、これはどんな状況の中でこうなってきたのだろうか、このようなご質問をいただいたわけでありまして。

それから、3人目の委員の方からは、点検評価、やはりAあるいはB、この辺の部分の違いはどのような形で、これを総合的にとらえていけるのかどうかというようなこととか、あるいは、コメントの中では、特に高等学校教育との連携の中の部分でCという部分があるけれども、これは今後、どのような展開になっていくのか、こういうようなご質問があったというような状況でございます。

特に強く出ていたご意見の中では、図書館の指定管理者について、外部の方の意見を十分取り入れた最終評価になっていないのではないか、こういうようなご指摘があったということをご報告申し上げます。

それから、全体としては、文教委員会の後、本会議、16日、17日に一般質問が行われて、

9人の方からご質問がありまして、そのうちの7人が教育に係る質問に触れているという状況でございます。コメントの状況については、ここに書いたとおりでございます。最終日24日が本会議ということでございます。

以上、簡単ではございますけれども、報告とさせていただきます。

澤教育長 委員長、補足させてください。

中村委員長 はい、補足を澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 先ほどの点検評価のところの報告のところ、やはり最終的に私のほうで答弁申し上げたのは、他市のいろんな報告書を見てもらう、最近もあちこち送られてくるんでわかるんですけども、立川の場合は、事務局評価から始まって、1次評価、第三者評価、最終評価という、時系列できちっと論議の経過を見せるということで、ある意味では非常に、立川モデルと言ってもいいぐらいなものではないかという話は説明させていただきました。というのは、他市ではどうしても総合的に書いてあるものが多かったりする、あるいは検討の経緯がわからないというのがありましたけれども、立川の場合はそういう意味では、どういう議論がされてどうなったかというのは、はっきり見えたという意味では特色あるものになったのではないかと説明させていただきました。相当時間をかけて、いろいろ意見交換をもさせた上でということです。

中村委員長 ありがとうございます。

今、第1点目の定例会報告について報告ございましたが、質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは終了いたしますが、特に教育委員会点検評価については、平成20年度ということで、先進的という説明がございましたけれども、さらに改善した報告ができるよう、教育委員会としても努力していきたいと思っておりますので、確認してということで終了させていただきます。

報 告

(2) インフルエンザによる学級閉鎖について

中村委員長 それでは、報告の2番目、インフルエンザによる学級閉鎖について、お願いいたします。

岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 それでは、去る3月10日の教育委員会以後のインフルエンザの発生状況についてご報告いたします。

3月11日の新生小学校以降、3月18日の南砂小学校まで、6つの小学校で学年閉鎖が2校、それから学級閉鎖が9つの学級でございました。学級数で言いますと、計12学級が閉鎖されたということです。これにつきましては、昨日の終業までかなりの学級閉鎖があったわけなんですけど、立川だけの現象ではなくて、周辺あるいは都内の各自治体も、非常に多くの学級閉鎖あるいは学年閉鎖、地域によっては学校閉鎖があったようです。

以上、ご報告いたします。

中村委員長 はい、それでは質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

古岡委員。

古岡委員 2月に峰が2つありまして、一時期、2月の中旬あたりに終息の方向に向かってたんです。また私のところにも結構患者さんが来ましたが、やはり予防接種を受けてないお子さんが圧倒的に、ここに来て多くなってます。罹患しております。ですので、ぜひとも予防接種を受けていただきたいと思います。

以上です。

中村委員長 1回目のピークは2月中旬、2回目は。

古岡委員 今ですね。3月18日までの南砂小学校もなんですけど、ピークが今来てまして、休んでる人も多いです。もちろん、もう春休みになってしまうんですけども。

中村委員長 ご報告、よろしいですか。

岡部学務課長 はい、結構です。

中村委員長 それでは、今日、卒業式で、ほとんど出席して卒業式を迎えることができたと思います。

報 告

(3) 就学援助の要綱改正について

中村委員長 インフルエンザによる学級閉鎖についての報告は終了いたしまして、その次、報告の3番目、就学援助の要綱改正について報告をお願いしたいと思います。

岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 昨年12月25日に開催されました教育委員会におきまして、立川市教育委員会就学援助規則が制定されましたが、その際、従来の就学援助要綱を規則の施行のための要綱として、事務処理の円滑を図るということで、要綱が制定された段階で当教育委員会にご報告いたしますというお話をさせていただきましたが、このほど、要綱の改正がされましたので、それにつきまして、資料をお手元にお配りさせていただきました。

主な改正点については4つあります。

まず第1点は、これまでの立川市就学援助要綱を立川市教育委員会就学援助費支給要綱という形で、支給するための要綱であるという側面を強く、題名で打ち出しました。

それから、規則でうたった部分については、従来の要綱から削除してございます。

それから、3点目は、第4条に支給期間についての項目がございますが、それにつきましては、別表第2を作りまして、そこで一覧にして、わかりやすくしております。

第4点目は、この別表第2の中で、変更点を1点入れました。これまでは、3月の受付期間については3月20日という形で行っていたんですが、ほとんど卒業して、あるいは終業式を前にして、移動というのはございません。そういうことがありましたので、20日から10日に前倒しをしまして、そこでより早く対象者に支給を完了させたいということで、この10日

に締め切り期限を変えました。主な変更点は以上の4点です。

以上、ご報告いたします。

中村委員長 12月25日の規則を議案にのせてやったものについての、要綱は定めたものについてのご提案で、要綱というか支給要綱というご提案でしたが、質問等ございますでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 どうもありがとうございます。

4ページにあります「別表第1（第3条関係）」、この中で、支給費目についてですが、「学用品通学用品費」、これについては支給金額が月額、小中学校とも金額が出ています。次に「新入学学用品通学用品」、これは年額、小学校、中学校になっております。

あとは6ページをちょっとごらんください。この中では、「卒業アルバム代」、これについてはそれぞれ金額が出てるわけですけども、どうも物価のスライド等に合わせて、将来、この金額を変えていくということはお考えでしょうか。もし、その場合には、何を基準に考えておられるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

中村委員長 それでは、3点について、物価のスライドに応じて改定するのか、その場合に、改定する場合の基準はという質問でしたが。

岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 最初の2点、学用品通学用品費の月額部分と、新入学の通学用品費の部分につきましては、文部科学省基準に基づいて、その金額に近い額に設定しております。特に月額にする場合、文部科学省基準を、11カ月分で払っていますので、11で割って端数を切り上げると、そういう操作をしております。そこでこの1,010円ですとか、1,210円という、端数が出ているんですけども、これは立川市の教育委員会の考えとしては、文部科学省基準でやっていきたいと思っておりますので、現在のところ、変更する考えはございません。

それから、卒業アルバムにつきましては、これは各市独自の金額を設けてやっておるところです。立川市よりも高い金額を出している市もありますし、また逆に低い金額、あるいは出してないという、さまざまなこともあります。これもあくまで予算の範囲内で進めたいと思っておりますので、今後の推移を見て対応していきたいと思っております。

以上です。

中村委員長 田中委員、今の質問はよろしいですか。

田中委員 はい、結構です。

中村委員長 ほかにございますか。

それでは、報告3番目の就学援助の要綱改正については終了いたします。

高橋教育部長、お願いいたします。

高橋教育部長 先ほど、議会報告、定例会報告をさせていただきましたけれども、1つ重要なことを付け加えさせていただきたいというふうに思います。

昨日の本会議の最終のところ、議長が米村弘議員から太田光久議員に交代いたしました。大変重要な情報でございますので、それから、監査委員が伊藤幸秀議員から須崎八朗議員に替わりました。

このご報告を先ほど抜かしてしまいましたので、改めてご報告したいと思います。よろしくをお願いします。

中村委員長 それでは、先ほどの報告1の平成21年第1回立川市議会定例会報告についての追加ということをお願いしたいと思いますが、今のことについてご質問等ございませんか。

では、追加とさせていただきます、報告は、4点目は先ほど秘密会で終わっておりますので、報告は以上で終了でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

中村委員長 それでは、念のため伺いますが、その他はよろしいですか。

(「ありません」の声あり)

閉会の辞

中村委員長 それでは、これで平成21年第6回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

平成21年第7回立川市教育委員会定例会は、4月9日午前10時からということになっておりますので、委員の皆さん、あるいは事務局の皆さん、よろしくお願いいたします。

これですべて終了いたします。

午後 2時10分閉会

署名委員

.....

委員長